

2023年3月13日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15 - 3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

( TEL. 03-3832-8266 )

リ・ジェネレーション株式会社から当社プレスリリースについての  
「抗議書(2)」の受領に関するお知らせ

当社は、2023年3月6日付け「リ・ジェネレーション株式会社から臨時株主総会招集通知等についての『抗議書』の受領に関するお知らせ」及び同月8日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する臨時株主総会に関する各質問状への回答の受領に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、今月16日に開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に関して、リ・ジェネレーション株式会社(以下「提案株主」といいます。)から、3月3日付け「抗議書」及び3月6日付け「臨時株主総会に関する回答書兼反論書(2)」(以下「本抗議書等」といいます。)を受領しましたが、いずれも、当社の招集通知等に記載された事実関係の評価を提案株主が一方的に争う独善的な批判であったり、本臨時株主総会での議案の審議における株主の皆様判断に際して、提案株主が提案した4名の取締役候補者の当社取締役としての資質・適格性に関連して、必要又は参考となる情報を十分に開示したものと到底評価することができないといわざるを得ないものであったことから、上記各プレスリリースに記載のとおり対応をしております。

このような中、2023年3月10日(金曜日)の午後に、同社から新たに同日付け「抗議書(2)」をファクシミリで受領しましたので、お知らせいたします。しかしながら、当該「抗議書(2)」に記載の内容は、本抗議書等における主張を繰り返すものであって上記と同様の内容であることから、上記各プレスリリースに記載の対応に変更はございませんので、併せてお知らせいたします。

当社が提案株主から受領した「抗議書(2)」については、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nagahori.co.jp/>)に掲載いたします。

なお、本臨時株主総会において当社が社外取締役候補者として擁立している洲桃麻由子氏(以下「洲桃氏」といいます。)に関して、「抗議書(2)」では、(自らの提案する取締役候補者については、引き続き、詳細な情報を明かさないうままに、)当社に対して「①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか」を執拗に質問されています。

この点については、当社が2023年2月27日付けで公表した提案株主に対する「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」(以下単に「回答書」といいます。)の4~6頁で詳細をご説明しているとおり、女性役員を登用することの重要性に鑑み、仲庭時計店における不祥事案

が報道される以前である当社の 2022 年 6 月定時株主総会の直後から「当社の有する様々なネットワークを通じて適切な女性役員候補を探索」する作業を具体的に開始しており、その結果として浮かび上がった「複数の候補者の中から、複数回の面談等を経て、最終的に、洲桃氏を社外取締役候補者とする旨決定」したところです。そして、洲桃氏の選定理由については、回答書に記載のとおり、「当社としては、社外取締役候補者を選定するに当たっては、当社取締役会全体としてのスキルセット、多様性の確保、会議体としての適切な規模感等を念頭に置いた上で、そのスキル、バックグラウンドその他の経験、人格識見が当社取締役会に必要とされているかという点こそが何よりも重要である」との基本的な考え方の下、「当社としては、かねてより、女性役員の登用という面に加えて、・・・仲庭時計店における不祥事案などを踏まえてグループ内部統制及びグループとしてのコンプライアンスの強化が課題であった」こと等に鑑みて、「最適な候補者」と判断されたためです。

洲桃氏が約 8 年前まで西村あさひ法律事務所に勤務していたことは事実ではありますが、同氏は 2015 年 1 月に同事務所から独立されて「すもも法律事務所」を開所され、自ら業務を開拓されて来られたものであり、同事務所と西村あさひ法律事務所との間に業務提携等の関係は一切なく、洲桃氏に対する西村あさひ法律事務所所属の弁護士による案件の紹介は、司法修習同期の繋がりその他の個人的関係に基づく散発的なものであって、それに基づく売上げも、「すもも法律事務所」の総売上げのごく一部を占めるにとどまっているとの説明を同事務所から受けております。

また、「抗議書（2）」によれば、西村あさひ法律事務所から紹介を受けた「案件等」の内容の説明を求めています。それについては依頼者の存在する個別案件に関する事項であり守秘義務の観点からこれ以上の説明は困難である旨の説明を受けておりますし、また、西村あさひ法律事務所「の顧問先等、一定の関係を有する会社の役員や顧問先の紹介など継続的な関係性を構築するものも含まれているのではないかと危惧」されていますが、上記のとおり、そのようなものはない旨の説明を同事務所から受けております。

さらに、提案株主は、当社が 2023 年 2 月 22 日付けで公表した本臨時株主総会に関する「臨時株主総会招集ご通知」（以下単に「招集通知」といいます。）の 8 頁に記載のスキルマトリックスにおいて、洲桃氏に「特に期待する分野・スキル」として「財務会計」の項目にも「○」を付している理由についても質問されていますが、同氏は、一般企業法務やコンプライアンス及び知的財産権の各分野に加えて、M&A 分野も取り扱う弁護士であって、しかも、米国のカリフォルニア大学バークレー校の法学修士号（LL.M）及びニューヨーク州弁護士の資格も保有されていること、そして、M&A においては、財務・会計に関する問題を常に伴うのみならず、米国の証券法に関連する問題もあること、更には、フィナンシャルプランニング技能士の資格も保有されていることに基づくもので、適切な判断であると考えております。

なお、「抗議書（2）」によれば、提案株主は、①当社の質問に対して提案株主が「合理的な理由もなく回答を拒絶」したとの上記 3 月 6 日付けプレスリリースの記載、②長沢取締役の解任理由について「全く示すことができていない」との当社による開示内容、③提案株主代表者の尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）が「長年に亘ってマルチビジネスに関与」したとの記載や、提案株主が本臨時株主総会において社外取締役候補者として擁立した、菅原勝治氏（以下「菅原氏」といいます。）及び吉澤孝明氏（以下「吉澤氏」といいます。）が、それぞれ、株式会社ARK

(2022年3月に特定商取引に関する法律に違反する行為があったとして中部産業局及び石川県から行政処分を受けています。以下「ARK」といいます。)の特別顧問及び顧問税理士であったことを理由として「マルチビジネスに関与」していたとの記載、④提案株主が提案した取締役候補者が当社との面談を拒否したという記載が、それぞれ虚偽である等と主張されています。

しかしながら、①については、当社から提案株主への質問は、提案株主自身が作成した本臨時株主総会の招集請求書における記載から明らかな事項及び当社が行った調査から判明した事項を踏まえて行っているものであり、全て合理的かつ客観的な根拠に基づくものであります。然るに、これに対して提案株主が回答を拒否等した事項に関して、上記3月6日付けプレスリリースにおいて「合理的な理由もなく回答を拒絶」と記載したものであって、何ら事実と反するものではありません。なお、提案株主が当社が行った質問について具体的な回答をしていないことは、2022年11月4日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する『回答及び質問状(10)』の送付に関するお知らせ」でお知らせしたとおりです(詳細は、当社ウェブサイトに掲載した同日付け「リ・ジェネレーションに対する質問及び回答のまとめ」をご覧ください。)

②についても、長沢取締役の解任理由について提案株主が「抗議書(2)」で記載しているものは、結局のところ、長沢取締役が代表社員を務める会社と当社との間で「ブランドアドバイザー契約」が締結されており、それによって社外取締役としての独立性にも疑義があるというものです。回答書の3～4頁でも詳細をご説明しているとおり、当該アドバイザー契約上の支払報酬額が少額であって長沢取締役と当社との間に「特別な利害関係」がなく、この「特別な利害関係」がない旨は当社の2022年6月14日付け「第61期定時株主総会招集ご通知」の30頁でも記載しているところであり、長沢氏は昨年6月に当社社外取締役に就任して以来わずか9か月しか経過していないことから提案株主が指摘しているその他の点は合理的に考えて取締役の解任理由とはなり得ないため、提案株主が解任理由について「全く示すことができていない」ことは明らかです。

また、③についても、招集通知の25頁に詳細を記載しているとおり、公開されている情報だけでも、尾端氏は、2011年2月に、マルチビジネスを営む株式会社イーサイト<sup>1</sup>に入社し、その後も、マルチビジネスを営むe-World Capital Partners Japan株式会社(以下「EWCP」といいます。)<sup>2</sup>及び株式会社Sanctuary(以下「Sanctuary」といいます。)の取締役ないし監査役を歴任しているなど、数々の会社においてマルチビジネスに関与してきた経歴を有しており、これらは提案株主ないし尾端氏自身も自認しています。そして、提案株主自身も、その後、当社からの質問を受けて初めて、尾端氏が、上記行政処分を受けたARKの法務部長として「法務部長」と表示したARKのロゴ入りの精巧な名刺を持って富山県消費生活センターを訪れていたことを認めるに至っています。また、菅原氏についても、上記ARKの特別顧問を務めることとなった経緯

<sup>1</sup> 2022年11月22日付けで当社が受領した提案株主による臨時株主総会招集の請求に関する書面(以下「本請求書面」といいます。)において、提案株主が提案株主代表者の経歴としてEWCPの前身であると記載しています。

<sup>2</sup> EWCPは、尾端氏が取締役として在任中、静岡県から特定商取引法違反に基づく行政指導を受けたことも確認されており、加えて、会員の勧誘に当たって、誤導的な説明がなされたこと等を理由として、当時の役員に対して損害賠償請求訴訟が既に複数の者から提起されております。この点に関しては、当社ウェブサイトに掲載した2022年9月22日付け「回答及び質問状(9)」2頁にて指摘いたしましたとおり、尾端氏は、当該訴訟で、EWCPのみならず、ARK及びSanctuaryでもマルチビジネスを行っていたことを訴訟上も認めていました(なお、同年11月4日付け「回答及び質問状(10)」5～6頁にて指摘いたしましたとおり、尾端氏は、このように基本的な事実について、当該訴訟で、後刻、当該事実を否認するに至っていますが、その理由はまったく示していません。)

や、現在も特別顧問を務めているのか否か、特別顧問として行っていた職務の内容及び対価としての報酬を当社から質問し、吉澤氏についても、ARKの顧問税理士を務めていたにも拘わらず、本請求書面の略歴欄にその旨を記載していない理由等を当社から質問していましたが、提案株主は「ARKによる違法なマルチビジネスと当社ないし取締役候補者・・・とは一切関係がありません」と単に結論を回答するのみで、詳細については、「ARKに関する箇所につきましては、これ以上議論をしても無闇に議論を拡大させ、お互いの揚げ足取りに終始するだけです。回答を差し控えます」との理由で回答を拒否されています。したがって、提案株主が上記③で指摘している記載は、提案株主自身が作成した本臨時株主総会の招集請求書における記載から明らかな事項及び当社が行った調査から判明した事項、並びに、当社による質問に対する提案株主からの回答内容も踏まえて記載しているものであって、憶測や印象操作でも何でもなく、殊更に事実を矮小化ないし黙殺・封印しようとする提案株主の態度は、株主の皆様に対して議決権行使のための判断材料を提供する姿勢として真摯さに欠けているといわざるを得ません。

さらに、④についても、2023年2月9日付け「リ・ジェネレーションがその提案に係る取締役候補者4名と当社役員との面談を拒否したことについて」に記載のとおり、実務上広く行われている、株主提案に係る取締役候補者との面談（当該候補者を会社提案の取締役候補者とするか否かを判断するための面談）を提案株主が合理的な理由なく拒絶したこと（さらには、提案株主側が当社と提案株主との「対話」という全く別次元の話にすり替えて、取締役候補者との面談拒否の正当化を図ろうとしていること）は明らかであって、その旨を記載しているに過ぎません。

このため、当社としては、上記①乃至④の記載についてはいずれも虚偽ではなく、訂正を行う必要はないと考えております。

以 上